

長 崎 県 美 術 館

プ レ ミ ア メ ン バ ー ズ ・ ミ ュ ー ジ ア ム パ ー ト ナ ー ズ 会 則

第 1 条（名称）

本会は、個人会員を「プレミアムメンバーズ」、賛助会員を「ミュージアムパートナーズ」と称する。

第 2 条（目的）

入会者（以下「会員」という。）が、長崎県美術館へ入館するにあたり、その利便性を計り、長崎県美術館を生活空間のひとつとして利用する事で、会員の心豊かな生活形成に寄与する事を目指す。

第 3 条（入会手続き）

入会を希望する者は、本会則を承諾のうえ、所定の入会申込書に必要事項を記入するか、またはホームページの入会申込フォームに必要事項を登録（プレミアムメンバーズのみ）し、第 4 条に定める年会費を添えて申込みものとする。

第 4 条（年会費）

会員となる者は、次に定める年会費を当館受付窓口で現金で納入するか、当館の指定する金融機関口座へ振込むことで納入するものとする。（消費税込）

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) プレミアメンバーズ（個人会員） | ¥5,000 |
| (2) ミュージアムパートナーズ（賛助会員） | ¥50,000（1口） |

2. 入会後の年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第 5 条（会員期間）

会員期間は入会手続きを行い、第 4 条に定める年会費の入金が確認できた日から翌年の当該日の属する月の末日までとする。

第 6 条（会員カード）

会員カードは、会員カードに表示された会員（ミュージアムパートナーズの場合は、会員となる団体の職員）のみが利用でき、第三者に譲渡または貸与する事はできない。

2. 会員カードを紛失・汚損した場合、所定の再発行手続きをとるものとする。この場合、会員は再発行手数料として¥500（消費税込）を負担するものとする。

第 7 条（会員特典）

会員は、「プレミアムメンバーズ・プラン」及び「ミュージアムパートナーズ・プラン」に定める会員特典を受けることができる。会員特典の利用に際して当館が求めた場合には、会員は会員カードを提示するものとする。

2. 会員カードの提示ができない場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、身分証明書の提示をすることで本人確認を行う。当館は本人確認ができない場合は、会員特典の利用を断ることができるものとする。

3. 当館は会員の了承を得ることなく会員特典を変更することができる。

第8条（会員期間の更新）

会員は、会員期間の満了月の初日から満了日までに第4条に定める年会費を納入することにより会員期間を更新することができる。また、会員期間が過ぎた場合でも、第4条に定める年会費を納入した日をもって更新されたものとし、翌年の当該日の属する月の末日までを新たな会員期間とする。

第9条（届出事項の変更）

会員は、氏名、住所等の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当館に届け出るものとする。なお、届出がないために生じた不利益について、当館は責任を負わないものとする。

第10条（会員資格の停止及び取消）

当館は、次の場合、事前に通知することなく会員資格の一時停止、または取消ができる。

- (1) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (2) 本会則に違反したとき
- (3) その他、会員として不適当であると当館が認めたとき

第11条（個人情報の取扱い）

当館は、会員から収集した個人情報を次の目的に利用し、他に利用しないものとする。

- (1) イベントスケジュールをはじめとする当館の催し、及びショップ、カフェの総合的な案内
 - (2) 会員期間更新の案内
 - (3) 会員特典、会員サービスの提供
 - (4) モニター募集等のマーケティング活動や当館の新規商品に関するアンケート募集
 - (5) その他、何らかの理由で会員に連絡をとる必要が生じたとき
2. 当館は次の場合を除き、個人情報を第三者に開示しないものとする。また、本条に基づき個人情報を開示する場合、開示先に対して会員の個人情報を厳重な管理のもとで保管させ、かつ他者への開示または目的外の利用は行わないものとする。
- (1) 会員が事前に承諾した場合
 - (2) 業務委託を行った場合
 - (3) 法令により開示が必要とされる場合
3. 当館は会員が入会時に必要事項の申告をしない場合、及び本条を承諾しない場合は、入会を断ることや退会の手続きをとることができる。

第12条（会則の変更）

当館は、必要に応じて、会員の了承を得ることなく本会則を変更することができる。会則を変更したときは、適宜に会員に告知するものとする。

第13条（補足）

この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、当館館長が別に定める。

附則

本会則は、平成27年8月1日から施行する。

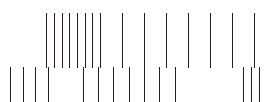
会 員 特 典

プレミアムメンバーズ・プラン（個人会員）

- 会員カードのご提示で、館主催企画展とコレクション展を1年間フリーパスでご鑑賞いただけます。
- 会員カードのご提示で、1F ミュージアムショップ、カフェでのご利用・ご購入が10%割引となります。
（*書籍・図録など一部商品、特設ショップを除く）
- 会員カードのご提示で、「長崎歴史文化博物館」、「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」、「大分県立美術館」、「熊本県立美術館」主催の企画・常設展を団体割引料金でご鑑賞いただけます。また、九州国立博物館（文化交流館のみ）は一般料金の700円が560円、大学生料金の350円が280円でご鑑賞いただけます。
- 会員カードと駐車券を1F 受付へご提示いただくと、契約駐車場「県営常盤（北）駐車場」・「クレインハーバー長崎ビル駐車場」駐車料金を最大3時間まで割引の適用を受けられます。
（最大3時間まで、県営常盤（北）駐車場50円／30分、クレインハーバー長崎ビル駐車場60円／30分）
*3時間を超えると通常料金が加算されます。
- 毎月、月間イベントスケジュールなどの最新情報をお送りします。
- 更新の方には、企画展招待券を2枚進呈いたします。

ミュージアムパートナーズ・プラン（賛助会員）

- 会員カード（館主催企画展・コレクション展がフリーパス）を1口につき1枚お渡しします。
- 館主催企画展チケットを、1口につき50枚お渡しします。（*900円×50枚=45,000円相当）
- コレクション展チケットを、1口につき20枚お渡しします。（*400円×20枚=8,000円相当）
- 会員カードのご提示で、1F ミュージアムショップ、カフェでのご利用・ご購入が10%割引となります。（*書籍・図録など一部商品、特設ショップを除く）
- ミュージアムパートナーズ一覧表を作成し、館内、アートビジョン、当館ホームページにて企業名を掲出します。（*他社と合同。アートビジョンは1日あたり15秒×9本予定）
- 会員カードのご提示で、「長崎歴史文化博物館」、「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」、「大分県立美術館」、「熊本県立美術館」主催の企画・常設展を団体割引料金でご鑑賞いただけます。また、九州国立博物館（文化交流館のみ）は一般料金の700円が560円、大学生料金の350円が280円でご鑑賞いただけます。
- 毎月、月間イベントスケジュールなどの最新情報をお送りします。
- 会員カードと駐車券を1F 受付へご提示いただくと、契約駐車場「県営常盤（北）駐車場」・「クレインハーバー長崎ビル駐車場」駐車料金を最大3時間まで割引の適用を受けられます。
（最大3時間まで、県営常盤（北）駐車場50円／30分、クレインハーバー長崎ビル駐車場60円／30分）
*3時間を超えると通常料金が加算されます。
*平成31年4月10日より、「常盤（南）駐車場」は割引対象外です。



長崎県美術館

長崎県長崎市出島町2番1号 〒850-0862
Tel:095-833-2110 www.nagasaki-museum.jp